

奈良県告示第四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により次
のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年五月十二日

奈良県知事 山下 真

一 徴収を委託した歳入

奈良春日野国際フォーラム条例（昭和六十三年十月奈良県条例第十一号）別表に規
定する施設及び設備等の使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 インパクト株式会社

所在地 奈良市四条大路一丁目三番四五号

三 委託事務の取扱期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで